



第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画
(倉敷市こども計画)の策定スケジュールについて

令和5年11月21日

1 | こども基本法について

2 | 次期計画の策定方針について

3 | 策定スケジュール（案）について



1 | こども基本法について



令和4年6月に**こども基本法**が成立（令和5年4月施行）
すべてのこどもが幸せな生活を送ることができる社会を目指して、その基本的な考え方を明確にし、国や都道府県、市区町村など社会全体で「こども施策」を進めていくためにつくられました



第一条（目的）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする**

1 | こども基本法について



こども施策はどのような取組か

第2条（定義）

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

●こども基本法：第2条（定義）



1 | こども基本法について



こども施策、6つの基本理念

1

すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別され
ないこと

4

すべてのこどもの意見が年齢や発
達の程度に合わせて、大事にされ、
こどもの今とこれからにとって最
もよいことが優先して考えられる
こと

2

すべてのこどもは、大事に育てら
れ生活が守られ、愛され、保護さ
れる権利が守られ、平等に教育を
受けられること

5

子育てをしている家庭のサポート
が十分に行われること、家庭で育
てつことが難しいこどもに家庭と
同じような環境が確保されること

3

すべてのこどもが、年齢や発達の
程度に合わせて、自分に直接関係
することに意見を言えたり、さま
ざまな活動に参加できること

6

家庭や子育てに夢を持ち、喜びを
感じられる社会をつくること

●こども基本法：第3条（基本理念）

※こども家庭庁「こども基本法パンフレット」より抜粋

1 | こども基本法について



国のこどもの意見の反映の想定

こどもや若者のみなさんが意見を言える場や仕組みづくり

- ・インターネットを使ったアンケート
- ・直接会って、意見を聴く
- ・審議会などへのこどもや若者の参画
- ・こどもや若者を対象としたパブリックコメントの実施



こどもや若者の意見が実現できるかどうかを考えながら、こども施策に取り組んでいく

●こども基本法：第11条（こども施策に対するこども等の意見の反映）

1 | こども基本法について



こども大綱

こども基本法において、政府は、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定することとされています。

⇒こども大綱は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていく方針。



市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案し、当該市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）を定めるよう努めるものとされています。

- こども基本法：第9条（こども施策に関する大綱）
- こども基本法：第10条（都道府県こども計画等）

2 次期計画の策定方針について



これまでの倉敷市における子ども・子育て関連計画の変遷

計 画 名 称 ＜ 計画の性格・位置付け ＞	計 画 期 間
くらしき 子どものすこやか育成プラン ＜ 0歳から18歳までの子どもの環境づくりに関する指針 ＞	平成 9～18年度
くらしき 子どものすこやか育成プラン ＜ 前計画の見直し計画、性格・位置付けは同じ ＞	平成13～17年度
倉敷よい子いっぱい育成プラン (倉敷市次世代育成支援行動計画) ＜ 次世代育成支援対策推進法に基づく計画、子どもの成長と子育て家庭への支援施策を総合的に進める基本的指針 ＞	平成17～26年度
倉敷よい子いっぱい育成プラン (倉敷市次世代育成支援行動計画後期計画) ＜ 全体計画の後期分、性格・位置付けは同じ ＞	平成22～26年度
くらしき子ども未来プラン (倉敷市子ども・子育て支援事業計画) ＜子ども・子育て支援新制度に基づく計画 その他5つの計画を包含した子どもの総合計画の位置づけ＞	平成27～36年度
現行計画 くらしき子ども未来プラン後期計画 (第二期倉敷市子ども・子育て支援事業計画) ＜ 全体計画の後期分、子どもの貧困対策計画を追加＞	令和 2～ 6年度

2 | 次期計画の策定方針について



子ども・子育て支援事業計画の法的根拠 (子ども・子育て支援法第61条)

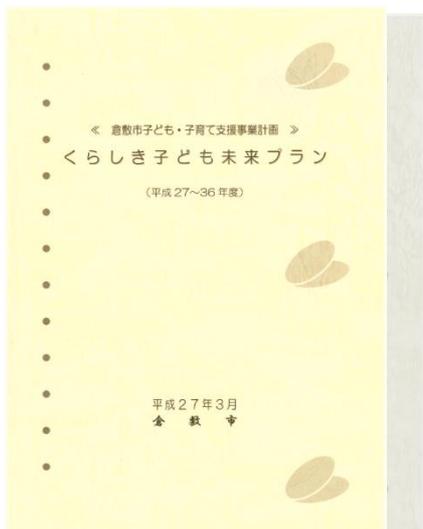
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、**五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保**その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2 | 次期計画の策定方針について



くらしき子ども未来プラン（倉敷市子ども・子育て支援事業計画）



基本理念

「すべての子どもが幸せに暮らせるまち」

倉敷市では、子ども・子育てに係る最上位の規範として「倉敷市子ども条例」を定め、すべての子どもが未来の希望であり、まちのかけがえのない宝であること、子どもがこの地で健やかに学び育つことを保障することが大人の責務であることなどを示すとともに、「倉敷市で育つすべての子どもが幸せに暮らせること」をめざし各条項を掲げています。

柱	施策	柱	施策	柱	施策
子ども	人権尊重	子育て	家庭・家族	地域	地域連携
	母子保健・医療		親育ち		就労環境
	就学前教育・保育		子育て支援		安全環境
	生きる力		安心・ゆとり		青少年

子ども・子育て支援法基本指針

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 | 次期計画の策定方針について

子ども・子育て支援を軸とした
こども計画一体型

こども計画

ひとり親家庭自立促進計画ほか

子どもの貧困対策計画

子ども・若者計画

子ども・子育て支援事業計画

【計画名】

倉敷市こども計画
(第三期倉敷市子ども・子育て支援事業計画)

【計画期間】：令和7年度～令和11年度（5か年）

【計画内容】

- 施策の体系は、現行の計画を踏襲しつつ、新たな行政課題等への対応のための計画策定を行う。
- 量の見込みと確保方策は、国の指針に基づくニーズ調査を実施する。
- こどもの意見の聴取を行い、次期計画書にこどもの意見の反映を行う。



3 | 策定スケジュール（予定）

